

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和5年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府八幡市八幡沢1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 城南衛生管理組合 管理者 松村 淳子			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	81 台	1 台	0 台	87 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	1 台	0 台	0 台	1 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	6.6	キログラム	6.6	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	EMSを利用して、第一種特定製品適正管理要領に基づき管理しており、事業所ごとに第一種特定製品の管理表を作成し、機器の管理や簡易点検を実施している。			
	廃棄時	EMSを利用して、第一種特定製品適正管理要領に基づき管理しており、要領書に廃棄時の対応を定めている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	EMSを利用して、第一種特定製品適正管理要領に基づき管理しており、要領書の内容について担当者へ研修を実施し周知を図っている。また、簡易点検の実施漏れがないよう、四半期ごとに実施依頼のメールを送っている。			
	廃棄時	EMSを利用して、第一種特定製品適正管理要領に基づき管理しており、廃棄時の証明書等について、EMS事務局へ写しを提出することとし、確認を行っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	自動販売機の設置においては、グリーン購入推進要領に基づき、ノンフロン製品の設置を推進している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。